

広島市告示（安佐北区）第17号
令和8年3月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋一区町内会（代表者 大上 正司）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区 三入五丁目1番19号	広島市安佐北区 三入六丁目4番16-12号
代表者の 氏名及び 住所	大上 正司 広島市安佐北区 三入五丁目1番19号	今田 達也 広島市安佐北区 三入六丁目4番16-12号